

旭川アドプト・プログラム事業

ADOPT PROGRAM ASAHIGAWA



主催

NPO 法人旭川を日本一美しい川に育てる会

協力

国土交通省岡山河川工事事務所

岡山県

旭川流域市町村

目 次

1. アドプト・プログラムとは	03
2. 旭川アドプト・プログラムの概要	04
3. アドプト・プログラムの仕組み	05
4. 気をつけて（安全管理・留意事項について）	07
5. 活動マニュアル（活動の進め方について）	08
ボランティア里親の申し込みから担当区間の決定・養子縁組まで	
1) 申し込み	
2) 担当区間（養子縁組する区間）の決定	
3) 養子縁組（合意書の締結）	
年間計画の作成から活動準備まで	
4) 計画の作成	
5) 活動準備	
清掃活動から活動報告まで	
6) 清掃活動	
7) ゴミ処理について	
8) 活動報告	
9) その他	
スポンサー里親の申し込みについて	
1) 申し込み	
6. 関連規定、様式集	17

1. アドプト・プログラムとは？

※1
アドプトプログラムは、清掃ボランティア活動により、旭川河川敷の散乱ゴミを取り除き、美しい河川環境を創る新しい取り組みです。

●Adopt

1. Adopt (アドプト) とは、「養子縁組み」のこと

旭川の河川敷を一定区間ごとに分け、各区間ごとに参加者（団体・企業体等）を募り河川敷と参加者が「養子縁組（アドプト）」します。

2. 清掃美化ボランティア里親

参加者は、担当地区の「里親」として「養子」である河川敷の清掃・美化活動を定期的（年2回以上）に行います。

3. 草刈りボランティア里親

参加者は担当地区の「里親」として「養子」である河川敷の草刈りを定期的に（出水期 6/15～10/15 を除く 2～3 回程度）に行います。できれば清掃も併せてお願いしますが、草刈りだけでも結構です。また、事務局が指定する日に指定する場所をお願いすることもあります。

4. スポンサー里親

参加スポンサーは、旭川河川敷の清掃活動等への資金的な援助を行います。

5. 看板が立ちます

アドプト・プログラムの事務局となる「旭川を日本一美しい川に育てる会」では、国土交通省、岡山県、浜城市町村、スポンサー里親等の協力を得て、団体・企業名等記載した「看板」を清掃区間に設置するなどの支援を行います。

※1 アドプトプログラムは1985年にアメリカ・テキサス州で道路の散乱ゴミ対策の新しい取り組みとして始められました。道路と「養子縁組」するというユニークな取り組みは、自分たちの生活空間を快適にしたいという住民たちの間で広く普及し、瞬く間に全米48州にまで拡がりました。「アドプト・ア・ハイウェイ（道路）」のほか「アドプト・ア・リバー（川）」、「アドプト・ア・スクール（学校）」、「アドプト・ア・ビーチ（海岸）」など、いろいろなものが養子縁組の対象になっています。

※2 「旭川を日本一美しい川に育てる会」は、平成5年、流域の23市町村、34経済団体、200住民団体により設立されました。以来、川と人との良好な関係を次世代へ引き継ぐため、旭川の環境美化、水質向上に取り組んで来ました。そして、今、21世紀の幕開けを迎え、NPO法人として旭川の環境美化を中心に様々な事業に取り組んでいます。

2. 旭川アドプト・プログラムの概要

●参加できる団体等

プログラムには、いろいろな団体・企業の方が参加できます。

例えば、ボランティアグループ、町内会、女性団体、学校、同好会などのほか、企業、商工団体、農業団体、消費者団体など、多くの方が旭川を美しくするこの取り組みに参加することを歓迎します。

●活動の内容

旭川アドプト・プログラムの活動として取り組まれる基本的な活動は、紙くずや空き缶、空き瓶などの除去と草刈りです。

※あわせて、養子縁組地区内に設置される看板の清掃をお願いします。

●活動効果

1. 旭川アドプト・プログラムの実施により、旭川の環境が美しく保たれるだけでなく、流域に住む方々をはじめ、県民の河川環境の保護意識が高まります。
2. また、活動状況を周知することにより、ゴミ・空き缶等の投げ捨てを減らし、散乱ゴミを抑制する効果も期待できます。
3. 何より、美しい大河「旭川」のイメージを高め、川と生活との共生が図られます。

●参加者（企業・団体等）は

河川数のある地区と養子縁組（Adopt）する場合、団体または企業は、旭川を日本一美しい川に育てる会（旭川アドプト・プログラム事務局）と1年間の合意書を交わします。合意書に基づいて団体または企業は、年間2回以上の清掃活動を行うこととなります。

⇒200m以上の河川数と養子縁組（Adopt）します。

⇒年2回以上の清掃美化ボランティア活動を行っていただきます。（日時は各団体・企業で決定）※毎年夏に行われる旭川一斉清掃に参加したときは、年間の活動回数に加えることができます。

⇒年2回以上の草刈りボランティア活動を行っていただきます。（清掃美化ボランティア活動だけでも結構です。）

⇒草刈活動については、事務局から日程、場所を指定させていただく場合もございます。

その場合は、年間の活動回数に加えることができます。

⇒期間は1年とし、その後更新することができます。（合意書は年度末ごとに更新）

⇒参加する団体又は企業は、10名以上で参加してください。

⇒担当地区内1カ所に参加団体（企業）の名前を表示した看板が立ちます。

⇒安全管理に努め、活動にあたっては安全基準の確認をしてください。

⇒活動終了後、活動報告を作成し、事務局に提出してください。

●事務局（旭川を日本一美しい川に育てる会）は、

参加の意思を表明した団体または企業に対して、事務局はプログラムについての基本的な考え方を説明するとともに、協議の上、養子縁組する（Adopt）地区を決定し、関係機関との連絡調整を行います。